

中小事業者の固定資産税・都市計画税を軽減します

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者などに対し、令和3年度課税の1年度分に限り、市税を軽減します。提出書類などの詳細は、市ホームページを確認してください。



- ▶ **対象**
- ・事業用家屋および設備などの償却資産に対する固定資産税
 - ・事業用家屋に対する都市計画税
- ▶ **申込方法**
- 認定経営革新等支援機関などで特例措置の要件を満たしているかの確認を受け、申告書に必要書類を添えて課税課に提出
- ▶ **申込期間** 来年1月4日(月)～2月1日(月)

▶ **軽減率**

事業収入の対前年同期比減少率*	減免率
50%以上	全額
30%以上50%未満	2分の1

※令和2年2月から10月までの連続する3カ月間(任意の月)の事業収入を前年と比較したもの。

▶ **問い合わせ** ☎課税課 ☎0287(62)7366

生産性向上特別措置法に係る特例の期間を延長します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者などを支援するため、生産性向上のために設備投資を行った事業用家屋および償却資産に係る固定資産税の課税標準の軽減対象を拡充し、延長します。詳細は市ホームページを確認してください。



	変更前	変更後
対象となる資産	機械装置、工具、器具備品、建物附属設備の償却資産(旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの)	左記の資産に加え、事業用家屋*1および構築物*2(塀、看板(広告塔)、受変電設備など)にも適用
取得期限	令和3年3月31日	令和5年3月31日
軽減率	新規取得設備に係る固定資産税の課税標準額が3年間にわたってゼロに軽減されます。	

※1 取得価格の合計が300万円以上の先端設備とともに導入されたものが対象。
※2 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するものが対象。

▶ **申込期間** 来年1月4日(月)～2月1日(月) ▶ **問い合わせ** ☎課税課 ☎0287(62)7366

事業者向け給付金などの申請はお済みですか

該当する事業者の皆さんは、申請漏れがないように気を付けてください。詳細は市のホームページを確認してください。



- 〈3密防止設備整備費助成金〉
- ▶ **対象** 衛生設備などを2万円以上購入した事業者(対象経費の2分の1を補助)
- ▶ **助成額** 1事業所につき上限5万円
- 〈市内事業者支援給付金〉
- ▶ **対象** 国が行っている持続化給付金の対象にならない事業者
- ※売上減少率が20%以上50%未満の事業者。
- ▶ **給付額** 法人15万円まで
個人8万円まで
- 〈市内事業者家賃支援給付金〉
- ▶ **対象** 国が行っている家賃支援給付金の対象にならない事業者
- ※売上減少率が20%以上50%未満の事業者など。
- ▶ **給付額** 1カ所につき上限10万円×3カ所まで
- 〈共通事項〉
- ▶ **申込期限** 来年1月15日(金) 当日消印有効
- ▶ **問い合わせ** ☎商工観光課 ☎0287(62)7154

感染リスクが高まる場面に注意!

次の5つは、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高く、クラスターが発生しやすい典型的な場面を表しています。皆さんも特に注意してください。

《飲酒を伴う懇親会など》
酔って大声になったり、注意力が低下したりする。回し飲みや箸などの共用で、さらにリスクが高まる。

《大人数や長時間の飲食》
大人数(例えば5人以上)の飲食や接待を伴う飲食、はしご酒はリスクが高まる。

《マスクなしでの会話》
マスクなし・近距離での会話は感染リスクが高い。車やバスの車内でも注意が必要。



《狭い空間での共同生活》
長時間にわたり閉鎖空間が共有される。寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

《居場所の切り替わり》
気の緩みや環境の変化が要因となる。休憩室、喫煙室、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



陽性と診断された人に見舞金を交付します

感染による生活上の不利益や経済的損失を補てんするため、見舞金を交付します。

- ▶ **対象** 検査により新型コロナウイルス感染症と診断された市民
- ▶ **交付額** 対象者1人につき5万円(1回限り)
- ▶ **必要書類** 申請書、診断書、本人確認ができる書類など
- ▶ **申込期限** 新型コロナウイルス感染症と診断された日から1年以内
- ※来年3月31日までに申し込みがあったものが対象。
- ▶ **その他** 申請者の情報は、個人情報保護法に基づき適切に保護します

事業者に感染拡大防止協力金を交付します

感染拡大を防ぐため、事業主や従業員などが新型コロナウイルスに感染したとき、その事実を速やかに公表した事業者に対し協力金を交付します。

- ▶ **対象** 次のいずれにもあてはまる事業者
- ・市内の事業所に勤務する従業員などが新型コロナウイルス感染症と診断された
 - ・従業員などの感染について、県がその感染者の情報を公表した日の翌日までに市に報告した
 - ・市がホームページ上で従業員などの感染を公表することに同意する
- ▶ **交付額** 市内の1事業所につき20万円(1回限り)
- ▶ **必要書類** 申請書、同意書、県の公表の翌日までに従業員などの感染を公表したことが確認できる書類
- ▶ **申込期限** 従業員などが新型コロナウイルス感染症と診断された日から30日以内
- ※来年3月31日までに申し込みがあったものが対象。

新型コロナウイルス関連情報

▼ 問い合わせ ☎ 新型コロナウイルス感染症対策室 ☎ 0287(62)7197



市ホームページ